

NURO 光 法人利用における特約条項

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます）が、提供する対象サービス（第1条で規定）の申込者が法人である場合（以下、「法人利用」といいます）、当該法人は、対象サービスを NURO サービス会員規約本則、NURO 光コース（2G 各種プラン／6Gs プラン／10G 各種プラン）契約約款、NURO 光 2 ギガ／10 ギガ（マンション）プラン 契約約款（以下総称して「対象サービス約款」といいます）、およびこの特約条項（以下「本特約」といいます）にて定める条件にて、ご利用いただけます。本サービスをご利用いただく方は、本特約を必ずお読みのうえ、ご同意ください。

第1条（定義）

本規約における用語を以下の通り定義します。

- （1）「対象サービス」とは、法人利用が可能な当社が別途定める「NURO 光」サービス等をいいます。
- （2）「契約法人」とは、当社との間で対象サービスの利用に関する契約を締結したうえで、対象サービスを利用する法人をいいます。
- （3）「利用者」とは、契約法人による対象サービスの契約に基づいて対象サービスを利用する個人および法人をいいます。

第2条（法人利用についての事前同意）

契約法人は、法人利用にあたり以下の各号に定める事項を確認し、あらかじめ同意するものとします。

- （1）契約法人の対象サービスの利用環境により対象サービスが利用できない場合があります。
- （2）契約法人は、利用者に対し、対象サービス約款および本特約において自己に課されている義務と同等の義務を課し、これを遵守させるものとし、かつ、当社に対して、利用者による当該義務の違反に関し、当該利用者と連帯して責任を負うものとし、万一、利用者が当該義務に違反した場合、契約法人は、自己の費用と責任において、当社の指示に従い、当該利用者による対象サービスの利用を中止させ、かつ、再発防止に必要な措置を取るものとし、
- （3）契約法人は、対象サービス約款および本特約にて明示的に定める場合を除き、自らまたは利用者が対象サービスを通じて発信する情報および自己または利用者による対象サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の契約者、第三者および当社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとし、
- （4）対象サービスの利用に関連して、契約法人もしくは利用者が他の契約者、第三者または当社に対して損害を与えた場合、あるいは契約法人もしくは利用者との間で紛争が生じた場合、当該契約法人は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、当社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとし、
- （5）当社は、当社が適当と判断する方法で契約法人に通知することにより、本特約を変更できるものとします。ただし、本特約の変更内容の詳細については、当社のホームページ上に掲示することにより、契約法人への通知に代えることができるものとします。その場合、本特約の変更に関する通知の日から起算して8日以内に、契約法人が対象サービス約款に従って対象サービスの利用を終了しない場合、契約法人によってかかる変更は承認されたものとみなします。
- （6）対象サービス約款で定める「他者提供サービス」のうち、別途当社が提示するサービスは法人利用においては利用ができません。

(7) 「NURO サービス会員規約本則」第 15 条 (禁止事項) 第 1 項第 11 号は以下の内容で読み替えることとします。

(1 1) NURO サービスに関連する営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為。

(8) 当社は、対象サービスまたは他者提供サービスの内容、ならびに契約法人が対象サービスまたは他者提供サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、确实性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。

(9) 対象サービスの提供、遅滞、変更、中止または廃止、対象サービスを通じて登録、提供または収集された契約法人または利用者の情報の消失、その他対象サービスに関連して発生した契約法人および利用者の損害について、当社は対象サービス約款にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとします。

(1 0) 当社および当社の委託先以外の第三者の責に帰すべき事由によって、契約法人および利用者が対象サービスの全部または一部を利用できないことにつき、当社は一切の責任を負わないものとします。

(1 1) 当社は、他者提供サービスの全部または一部の利用に伴いまたは利用できないことに伴い、契約法人および利用者 に生じた損害について一切その責任を負わないものとします。

附則：この規約は 2025 年 1 月 20 日から実施します。